

トータルコンサルティングオフィス

税理士平本事務所 ニュース

編集・発行人 税理士 平本 祐一

事務所 水戸市宮町 2-3-102
〒310-0015 梅善ビル 2・3階
TEL 029 (226) 0865 FAX 029 (226) 0793
E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp
http://hiramoto-office.com/

税理士の独り言

オセロの発祥の地が水戸市です。製菓会社の営業マンだった長谷川五郎氏が入院患者の時間潰しのために牛乳瓶の紙蓋を集めて発案したものです。「覚えるのに1分、極めるのに一生」と言われています。

事務所の関与先の社長が水戸駅南口の納豆像の隣に縦型の状態でプレイできるオセロ盤を今年の9月に水戸市に寄贈します。緑・白・黒の塗り分けられた球体駒が回転する構造です。スマホに馴染んだ人にアナログのオセロ盤が受け入れられるか。水戸の文化でもあるオセロ、その文化の継承と普及がオセロ盤設置の趣旨です。

私の書棚より

○「なぜ」を繰り返していくと、論理的に考え、次第に問題の核心に迫ってゆくことができます。特にビジネスで部下に対して質問する場合や、自分で問題を突き詰めて考えるような場合に有効です。

○質問を始める前には、「私は何のために質問するのか」と自分に質問し、その答えを明確にしてから質問を開始するようにしましょう。

「いい質問が人を動かす」
谷原誠著 文響社

税務アンテナ

□中小企業者等が、取得価額30万円未満の減価償却資産を平成30年3月31日までに取得等して事業の用に供した場合には、その事業年度で取得価額の合計額が300万円に達するまでは、少額減価償却資産としてその取得価額に相当する金額を損金の額に算入することができます。

また、減価償却資産の修理、改良等のための資本的支出は少額減価償却資産の取得等とされませんので、20万円未満が修繕費として一時の損金算入を認められています。ただし、資本的支出の内容が規模の拡張や単独資産としての機能の付加である場合には、少額減価償却資産の取得等として30万円未満が損金算入されます。

□複数の株主がいる会社が増資する場合には、その発行時の時価か、既存の株式が平等に増資を引き受けない限り、株主間で一株当たりの価値の移転が発生し、贈与税等の課税が発生することがあります。

特定の株主が額面金額などの有利な発行価額で増資した結果、他の株主の一株当たりの株価が下がった場合には、その下がった分の経済的価値をその特定株主が受け取ったものとして、親族からの分は贈与税、親族以外からの分は一時所得か給与所得等の課税対象となります。

税務に関するご質問をお受けしております。お気軽にお問い合わせ下さい。

7月の税務スケジュール

| | |
|-----|--|
| 10日 | ○6月分の源泉所得税の納付 ○特例適用者の1～6月分の源泉税の納付 |
| 15日 | ○所得税予定納税の減額申請 (休日につき18日) |
| 31日 | ○固定資産税(第2期分)納付 ○5月決算法人の確定申告 ○所得税予定納税(第1期分)納付 |

| | |
|-----|--|
| 31日 | ○11月決算法人の中間申告 (予定申告) ○8月、11月、28年2月決算法人の消費税中間申告 ○7月決算法人の消費税各種 選択届出書提出 |
|-----|--|

今月の贈る言葉『深海に生きる魚族のように、
自らが燃えなければ何処にも光はない』by 明石海人